

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	大阪府羽曳野市	国調人口(H17.10.1現在)	118,695人
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	577人

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.594（18年度）	標準財政規模（百万円）	21,532（18年度）
実質公債費比率（%）	13.6（19年度）	地方債現在高（百万円）	89,700（18年度末）
経常収支比率（%）	98.8（18年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	47,874（18年度末）
実質収支比率（%）	0.9（18年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	41,559（18年度末）
		積立金現在高（百万円）	1,434（18年度末）

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	羽曳野市公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
既存計画との関係	平成18年3月に策定した羽曳野市財政健全化計画（H17～21年度）をローリングし、平成23年度までの計画とする。
公表の方法等	12月、もしくは3月議会の本会議、あるいは委員会において、補正予算提案時に内容説明を行う。また、市ホームページ及び情報公開コーナーに掲載、配架し、広く市民への周知を図る。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○次代に負担を先送りしないため、債務の削減を図ります。 ○収支バランスのとれた持続可能で自立的な財政運営を確立します。 ○第5次総合基本計画の着実な実行を支えうる行財政システムを構築します。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

フォローアップ用

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			37	37
	補償金免除額			2	2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	地域改善対策特定事業債			12,799	12,799
	義務教育施設整備事業債			24,372	24,372
小 計 (A)				37,171	37,171
出 一 般 債 会 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)				37,171	37,171

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 会 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 会 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の財政の現状は、非常に厳しいものとなっています。</p> <p>収支の状況は、平成13年度より赤字財政で推移していましたが、平成18年度において、ようやく赤字を解消しました。</p> <p>しかし、財政調整基金を3億円取り崩しての解消であり、18年度末の同基金残高は391百万円と、今後の財源調整に使用できる額としては、乏しい状況にあります。</p> <p>基幹的収入である市税については、18年度決算で前年度より僅かに持ち直したものの、ピークの平成9年度の約86%の水準に止まっています。また、市民一人当たりの市税収入額は、類似団体より38千円低く、脆弱な財政基盤となっています。</p> <p>歳出面では、人件費の抑制に努めていますが、退職手当や近年整備した施設の財源として発行した地方債償還など、経常的な支出の増嵩により、経常収支比率が98.8%と悪化(H17:95.0%)し、財政構造の硬直化が進行しています。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 公債費負担等債務の軽減</p> <p>普通会計における平成18年度の公債費決算額は4,441百万円で、市民一人当たりになると37千円となり、類似団体に比べ7千円高い水準にあります。今後、地方債新規発行を抑制するなどにより、公債費負担の軽減を図ります。一方で、経営状況が厳しさを増す土地開発公社への対応については、公社保有土地の取得に係る新たな公債費負担が伴うことから、財政状況を慎重に見極めながら、経営健全化を促進します。</p>
	<p>課 題 ② 他会計繰出金等の縮減</p> <p>他会計繰出金については、基準外繰出が多額であることなどから、市民一人当たりの金額で類似団体より5千円高くなっています。そのため、各特別会計において、歳出の削減と歳入の確保に取り組みます。また、一部事務組合負担金についても、組合の行財政改革、財政健全化を促進し、負担金の縮減を図ります。</p>
	<p>課 題 ③ 人件費の抑制</p> <p>人口千人当たりの職員数は、5.02人(H17.4.1)で、全国市町村平均の8.12人を大きく下回っていますが、引き続き財政健全化計画に沿って、削減を進めます。また、地域手当の国基準への見直しを行います。</p>
	<p>課 題 ④ 各種施設管理運営の効率化</p> <p>比較的近接した区域に類似施設が立地するなどにより、人件費や物件費のコストが多くかかっているため、施設の統廃合などに取り組み、経費削減と管理運営の効率化を図ります。</p>
	<p>課 題 ⑤ 収入の確保</p> <p>市民一人当たりの市税収入額は、類似団体に比べ38千円低いうえ、滞納繰越額が増加傾向にあります。また、自主財源である分担金・負担金、使用料、手数料についても、類似団体より最大で2千円低い値となっています。今後、徴収率の向上を図るほか、受益者負担の適正化の観点から、使用料、手数料等の見直しを進めます。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題③に対応し、羽曳野市財政健全化計画に基づいて、計画的に職員数の純減を図るほか、諸手当の見直しなどによる人件費の抑制に取り組みます。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題③に対応し、平成17年4月1日現在 695人の職員数を、平成21年度までの5年間に5%以上削減します。そして、平成22年4月1日時点で 660人以下とします。なお、この取組により、平成17年度に策定した市財政健全化計画（＝集中改革プラン）の目標は達成されます。
○ 給与のあり方	課題③に対応し、地域手当等諸手当の見直しや適正な給与制度の運用を通じて、人件費の抑制に取り組みます。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題③への対応として、給与構造の見直しについては既に、平成18年度に実施しました。また、地域手当については、経過措置期間を設けているものの、国支給率6%に向けて、次のとおり順次、見直します。 ⇒ H18：10%、H19：8%、H21：7%、H22：6% 住居手当の一律支給分については、財政健全化計画に沿って、平成21年度から22年度にかけて、段階的に削減します。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	平成19年7月9日付け総務省通知（「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」）を踏まえ、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について、平成20年度に策定及び公表済み。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年4月1日付けで廃止済み。また、退職手当の構造見直しについては、平成21年度より実施しています。
◇ 福利厚生事業のあり方	また、市町村健康保険組合については、現在、事業主負担と職員負担の割合が、41：40となっていますが、22年度に1：1となるよう適正化を図ります。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	課題④に対応し、羽曳野市財政健全化計画に基づいて、公共施設の統廃合を図るほか、指定管理者制度の拡充や新たな行革メニューの掘り起こしなどを通じて、物件費をはじめとする経費削減に取り組みます。
○ 物件費の削減	これまで財政健全化計画に沿って、嘱託員・臨時職員賃金の削減や電子入札の導入、ごみ収集委託料の見直しなどにより、物件費の削減に取り組んできました。また、課題④に対応し、向野第1保育園、第2保育園を平成20年度に統廃合し、施設の管理運営費の削減と効率化を図りました。このほか、予算編成を通じて、経費の徹底した削減に取り組むとともに、新たな行革メニューの掘り起こしを通じて、より一層の削減に努めます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	平成21年4月現在、13箇所20施設に対して指定管理者制度を導入しています。また、現在、市直営施設については、平成22年度以降、外部有識者等で構成する羽曳野市指定管理者選定等委員会（平成21年4月設置）の審議を経て、制度の導入対象施設の拡大を図っていきます。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題⑤への対応として、平成19年度より軽自動車税の収納をコンビニエンスストアで対応可能としました。今後、他税目及び督促状での収納の実施を図り、市民の利便性を高め、収納率の向上に取り組みます。また、使用料、手数料等の見直し、各種減免制度の見直し、新たな受益者負担の導入などにより、収入の確保を図ります。</p> <p>利用予定のない市有地について、計画期間中の各年度において 50百万円程度の売却を進めるほか、有効活用として、当面利用予定のない土地の貸し付けを行います。</p>
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<p>課題①に対応し、羽曳野市土地開発公社の経営健全化に資するべく平成18年2月に、経営健全化計画（H18～22年度）を策定しました。この計画に沿って、債務保証等対象保有土地の簿価総額の縮減を進めます。また、公社所有地の暫定利用など、可能な限り有効活用を図ります。このほか、簿価上昇を抑えるため、市による無利子貸付を実施するなど、経営健全化を促進します。</p>
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>行政に対する市民の理解と信頼を得ながら、より一層の行政改革を進めるため、行政改革の取組や財政、職員数・給与等の状況の情報開示の徹底に努めます。また、より効果的で効率的な行財政運営に資するため、行政評価システムの導入を進めるとともに、資産・債務の適正な管理や資産の有効活用などを図るため、公会計の整備に取り組みます。</p>
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	<p>行政に対する市民の理解と信頼のもとで、より一層の行政改革を推進するため、関連情報の開示の徹底に努めます。</p>
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	<p>現在、羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員数、給与の状況等を市広報誌及びホームページで公表しています。くわえて、給与・定員管理等の状況を、各地方公共団体間の比較可能な国指定書式に基づき、ホームページにより公表しています。今後、市民にとって、よりわかりやすい内容に改善しながら、即時性のある情報を追加提供していきます。</p>
◇ 財政情報の開示	<p>現在、羽曳野市財政状況説明に関する条例に基づき、予算執行状況等や予算、決算の概要を市広報誌及びホームページにて公表しています。また、財政健全化計画の取組結果を広報誌等に掲載しているほか、各種資料を情報公開コーナーに配架しています。今後、公会計制度と連動させながら、市民にとってわかりやすく、即時性のある情報を、多様な媒体を通じて提供していきます。</p>
○ 公会計の整備	<p>国の要請に基づき、平成20年度決算をベースに、総務省改訂モデルでの公会計整備を行います。平成19・20年度は、資産台帳の整備や連結決算対象となる関係団体との調整を図るなど必要な準備を進め、平成21年度からの運用を図ります。</p>
○ 行政評価の導入	<p>平成18・19年度における事務事業評価の試行を経て、平成20年度に本格実施しました。平成21年3月末に、評価事業数 512事業について、評価結果を報告書にまとめ、庁内配信しました。平成21年度においては、20年度の評価結果を市ホームページに公表するとともに、評価シートの改良や評価方法の改善を図りながら、事務事業評価システムの定着化に努めます。</p>
7 その他	<p>課題①への対応として、予算編成におけるマイナスシーリングの設定などによる普通建設事業費の抑制や高金利借入地方債の繰上償還を行い、公債費負担の軽減を図ります。</p> <p>また、課題②への対応については、各会計の収入の確保に努め、基準外繰出の縮減を図ります。</p> <p>清掃、消防への一部事務組合負担金については、柏原市、藤井寺市とともに構成市が適切に関与しながら、組合自体の行政改革、財政健全化への取組を強化し、もって負担金の削減につなげていきます。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、II に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

- 3 改善額については、原則として、計画期間中(又は計画前5年間)の当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後の計画期間中(又は計画前5年間)も継続するものとして、各年度の改善額を計上すること。
- 4 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 5 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。
- 6 3による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。
- 7 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 8 必要に応じて行を追加して記入すること。

(参考) 補償金免除額	2
-------------	---